

第3号議案 令和7年度事業計画について

会則第74条第1項の規定により、議決を求める。

令和7年度事業計画（案）

令和7年度事業活動方針

～デジタル社会に通じた活動の変革2025～

○ 超高齢社会への対応

2025年は日本の人口の約5人に1人が75歳以上の後期高齢者となり、社会保障の負担増や労働力人口の減少などいわゆる2025年問題が生じることの対応策として、多面的な法改正や制度の施行が予定されています。4月には育休取得状況の公表義務対象の拡大などを含む育児介護休業法の改正法や、希望者全員への65歳まで雇用機会の確保が義務化される高年齢者雇用安定法の改正法などといった雇用に関連する改正法が施行される予定です。私達の業務の中でもこれらの改正法と関わることが、新たなキーワードとなります。

○ 広がりを見せる業務への対応

本年より空家等対策の部門を戦略推進部に移行し、いわゆる「終活業務」と関連づけて、当該部門で包括的に活動できるような体制にします。これにより、相続関連で発生する、空き家・所有者不明土地（農地含む）調査支援、金融機関対応等の業務をパッケージ化して行政書士の業務形態を創生し、国民、道民に一層認識されるよう努力します。

また、社会の屋台骨となっている中小企業につきましては、様々な業務様態がありますが、近年多く聞かれる後継者問題と特に許認可、組織体制に関する整理について中小企業支援業務も確立します。

○ 受託業務、会員への福利厚生対応として

会則外の行為となる受託事業対応に関し、会務として、会計上も収益費用が混在となりうるため、他単位会に倣い適法な別段機関（事業協同組合）の設立につきましては、前期から準備作業をすすめており、今期における設立を予定しております。事業協同組合においては、建設業相談員制度をはじめ、建設キャリアアップシステムの認定登録機関等年々増加の一途である事業の受け皿となる予定です。設立には本会として特段の負担はありませんが、様々会員の皆様のアイディア等ご協力を賜るかと存じます。また会員に対する福利厚生事業も司る予定であります。更には既に兆しはありますが、数年後には、しばらく続いた会員数増加が減少となることも予想されるため、基本的に会員の皆様の会費のみで運営している本会に収益を補填し会務維持のためにも必要な機関と考えております。

○ 皆様の効果的な業務活動のために

デジタル化社会において、いわゆるデジタルデバイド（情報格差）の解消も重要な課題であります。官公署、日本行政書士会連合会、本会と関連団体とがオンラインで繋がる方向性がこれからの課題であります。

現在、产学研連携機関との提携も推進しております。農業団体、大学との連携協定を積極的に締結し、現在民間金融機関との締結も打診しているところです。これらにより、行政書士制度を広報活動とは別に、国民、道民に広く知っていただき、会員の皆様の活動活躍の場を広げる所存です。

また、印刷媒体を減少させる等コスト削減を進め、その削減分を対外的な広報活動等に投入可能となるよう事業環境の整備にも一層傾注いたします。

今やSNSが社会を動かす時代となり、そのような中でも会員の皆様が安心して、業務活動が行えるよう、デジタル関連の業務支援体制の整備をしつつ、旧来の媒体からでも複合的に皆様一様に享受が可能となるよう本会としての業務支援体制づくりに努める所存です。どうぞ皆様なお一層の会務に対するご指導、ご鞭撻何卒宜しくお願い申しあげます。